

基幹放送の業務に係る認定は、放送法、基幹放送普及計画(告示)、放送法関係審査基準(訓令)等に基づいて審査を実施

絶対審査

1つでも適合しない事項があれば認定拒否

同順位となった2以上の申請について更に審査を行う必要がある場合

◆ 放送を実施する上で必ず満たすべき条件への適合性について審査を実施

基幹放送局設備の確保、経理的基礎・技術的能力、技術基準への適合、周波数使用基準への適合、マスメディア集中排除原則への適合、基幹放送普及計画への適合等^(※)、欠格事由への不適合

※ 事業計画実施の確実性、放送番組編集準則への適合、解説番組・字幕番組の充実、番組種別・番組基準の策定・適合、放送番組審議機関の設置、毎日放送の実施、放送番組の供給に関する協定の有無、災害放送の実施、補完放送の要件、個人情報保護、有料放送の要件 等

⇒ 指定することができる周波数が不足しない場合は絶対審査のみを実施

第一次比較審査

4つの基準の全てに適合する申請を優先

同順位となった2以上の申請について更に審査を行う必要がある場合

◆ 指定することができる周波数が不足する場合に比較審査を実施

次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先

- ① 広告放送の割合 : 3割を超えないこと
- ② 青少年の保護 : 成人向け番組を行わないこと
- ③ 字幕番組の充実 : 字幕付与率が5割以上であること
- ④ 放送番組の高画質性 : 高画質な4K放送を識別することができる措置を講ずること

第二次比較審査

基準ごとに点数を付し、合計点の高い者から順位付け

次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先

事業計画の確実性、事業者の多様性、放送番組の多様性、広告放送の割合、青少年の保護、字幕番組等の充実、放送番組の高画質性、災害に関する放送の実施、放送番組の視聴需要、周波数の有効利用、放送の能率的な普及